◎山村振興法の一部を改正する法律

（平成一七年三月三〇日法律第八号）（衆）

一、提案理由（平成一七年三月一七日・衆議院本会議）

○山岡賢次君　ただいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

……………（略）……………

次に、山村振興法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

山村振興法は、昭和四十年に制定され、その後、数次にわたる改正を経て今日に至っております。

本案は、昨今の山村をめぐる厳しい状況並びに山村が果たしている重要な役割にかんがみ、本年三月三十一日をもって期限切れとなる本法の有効期限を十年間延長するとともに、都道府県知事が山村振興計画を作成する現行の制度を改め、都道府県が定めた基本方針に基づき市町村が計画を作成する等、山村振興対策の充実を図ろうとするものであります。

本案は、本三月十七日農林水産委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院農林水産委員長報告（平成一七年三月二三日）

○中川義雄君　ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

山村振興法は、山村地域の経済と住民福祉の向上を図るため昭和四十年に制定され、産業基盤や生活環境の整備が推進されてまいりました。

しかしながら、山村地域では、依然として人口の減少と高齢化が急速に進んでおり、管理の行き届かない森林や耕作放棄地の増加により、農林産物の安定的供給や国土の保全など、山村地域が担うべき役割への影響が危惧されております。

このような状況にかんがみ、本法律案は、山村振興対策の充実を図るため、法の有効期限を更に十年間延長し、平成二十七年三月三十一日までとするとともに、都道府県知事が作成する山村振興計画を都道府県の定める山村振興基本方針に基づき市町村が作成することに改めるほか、所要の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

（注）　衆議院においては、委員会の審査は省略された。